

教員免許状の取得について

教員免許状を取得するためには、教職課程の科目を履修し、さらに初等・中等教育学校で教育実習等を行う必要があります。

2026年12月25日にこどもの権利を著しく侵害し、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与え得る性暴力等を防ぐことを目的とする「こども性暴力防止法」（正式名称：学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号））が施行される予定です。この法律に基づき、児童等と一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生が児童等に対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると位置付けられている実習等である場合に、実習学校等から犯罪事実確認を求められることがあります。犯罪事実確認の結果、特定性犯罪前科が確認された場合は、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等と接する実習等はできないことになります。この場合は教員免許状の取得要件を満たすことができなくなります。

この法の趣旨に鑑み、皆様には今後、以下の手続きをお願いすることになります。

【入学前】

対 象：入学者全員

手続き：教育実習等を行う前に犯罪事実確認が行われる可能性があること、また、特定性犯罪前科が確認された場合は教育実習等を行うことができず教員免許状の取得要件を満たすことができないことについて同意していただくものです。

詳細は、2027年3月上旬に受験生サイト「入学式等について」において、合格者にお知らせします。

【入学後（教育実習等の実施前）】

対 象：教育実習等実施希望者

手続き：特定性犯罪前科がないことを誓約していただくものです。

詳細は入学後にお知らせします。

注）実習等を行う都度誓約していただく予定です。

教員免許状の取得を希望される方は、上記の内容を十分にご理解いただいたうえで、出願（入学）をご検討ください。